

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3827893号
(P3827893)

(45) 発行日 平成18年9月27日(2006.9.27)

(24) 登録日 平成18年7月14日(2006.7.14)

(51) Int.CI.

F 1

B 65 D 41/32

(2006.01)

B 65 D 41/32

A

請求項の数 2 (全 11 頁)

(21) 出願番号

特願平11-280227

(22) 出願日

平成11年9月30日(1999.9.30)

(65) 公開番号

特開2001-97415(P2001-97415A)

(43) 公開日

平成13年4月10日(2001.4.10)

審査請求日

平成16年5月31日(2004.5.31)

(73) 特許権者 000006909

株式会社吉野工業所

東京都江東区大島3丁目2番6号

(74) 代理人 100105326

弁理士 吉村 真治

(72) 発明者 藤江 隆

東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会

社吉野工業所内

(72) 発明者 横 卓男

東京都江東区大島3丁目2番6号 株式会

社吉野工業所内

審査官 柳田 利夫

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】液注出容器の中栓とキャップ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

容器口筒部に打栓により嵌着される中栓と、該中栓に取着されるキャップとを備えた液注出容器において、

中栓は、外筒と肩壁、内筒とからなる嵌着筒とキャップ取付筒とを具備し、

外筒の所定個所には、下端に薄肉の連結部を残して肩壁下面に達するスリットが穿設され、肩壁下面には、薄肉を残したほぼV字形の切断溝が、スリットに対応する位置から外筒内周に沿って、所定の角度範囲に穿設されており、

キャップは、中栓の取付筒に取着される側筒壁と、外筒外周に締着される筒状カバーとを具備し、

筒状カバーの上端と側周壁の下端とが、複数の切断可能な連結片によって連結されていることを特徴とする液注出容器の中栓とキャップ。

【請求項2】

中栓の外筒下端は、キャップの筒状カバーアンダーアーチより延び、該外筒下端部に、筒状カバーアンダーアーチ面にほぼ一致する周面を有するフランジが設けられ、該フランジに、連結部に接してフランジ周面を外周面とする摘みを形成したことを特徴とする請求項1記載の液注出容器の中栓とキャップ。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、液注出容器の中栓およびキャップ、とくに容器口筒部に打栓により嵌着される中栓と、該中栓の嵌着筒の外筒に締着され、外筒を保護する筒状カバーを備えたキャップに関する。

【0002】

【従来の技術】

容器の口部に打栓により嵌着された中栓あるいはキャップ基体を、引き裂き用タブを一定方向に引張り、引き裂き線を切り裂いて容易に抜栓するようにするとともに、店頭販売時、または使用中に誤って引き裂き用タブを引張り、破断用弱化部を切り開くことを防止するようにした容器の中栓またはキャップは、従来より公知である（例えば特開平11-59709号公報、特開平11-165756号公報参照）。

10

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、この種のキャップを取着した液注出容器は、過剰包装とならないようキャップを被う密封包装をしないで、そのまま、店頭に並べて販売されるが、その際に、商品を手に取ってキャップを開蓋し、故意または過失によって摘み（タブ）を掴んで引き出し、外筒の引き裂き線を切り裂くような不正行為が行われる可能性もあった。

【0004】

これに対して、特開平11-59709号公報記載の中栓（中蓋栓A）は、キャップ（冠蓋B）を被冠することによってタブを防護しようとするものであるから、キッチャップ（冠蓋B）を開蓋してタブを引張り出すという店頭販売時の故意または過失による不正行為を防ぐことはできないという問題があった。

20

また、特開平11-165756号公報記載の中栓も、キャップ（上蓋B）を被せることによって引き裂き用タブ（31）を防護しようとするものであるから、キャップ（上蓋B）を取り外すと、引き裂き用タブ（31）が中栓の表面にでるので、店頭販売時の故意または過失による不正行為を防ぐことはできないという問題があった。

【0005】

したがって、両者のいずれも店頭販売時における不正行為を防ぐことができず、また、不正行為が行われても、その後にキャップ（冠蓋、上蓋）を被せておけば、不正行為の有無を外からは判別できないという問題点があった。

【0006】

30

本発明は、上記の問題点を解決し、液注出容器の廃棄時において、中栓の抜栓をさらに容易にできるよう改善するとともに、容器の店頭販売中における不正行為の防止、その有無の判別が容易にでき、さらに、使用中において、誤った行為による引き裂き線の切裂きによる中栓嵌着筒の嵌合のゆるみを防止することを課題として、液注出容器における改善された中栓と、中栓の嵌着筒に嵌合され、嵌着筒の外筒を保護する筒状カバーとを備えたキャップを提供することを目的とする。

【0007】

【課題を解決するための手段】

本発明は、上記の課題を解決するため、液注出容器の中栓とキャップとして、容器口筒部に打栓により嵌着される中栓と、該中栓に取着されるキャップとを備えた液注出容器において、中栓は、外筒と肩壁、内筒とからなる嵌着筒とキャップ取付筒とを具備し、外筒の所定個所には、下端に薄肉の連結部を残して肩壁下面に達するスリットが穿設され、肩壁下面には、薄肉を残したほぼV字形の切断溝が、スリットに対応する位置から外筒内周に沿って、所定の角度範囲に穿設されており、キャップは、中栓の取付筒に取着される側筒壁と、外筒外周に締着される筒状カバーとを具備し、筒状カバーの上端と側周壁の下端とが、複数の切断可能な連結片によって連結されていることを特徴とする構成を採用する。

40

【0008】

上記中栓の1実施例として、上記構成に付加して、中栓の外筒下端は、キャップの筒状カバー下端より延び、該外筒下端部に、筒状カバー外周面にほぼ一致する周面を有するフ

50

ランジが設けられ、該フランジに、連結部に接してフランジ周面を外周面とする摘みを形成したことを特徴とする構成を採用する。

【0009】

【発明の実施の形態】

次に、本発明の実施形態について、図面を参照して説明する。

図1において、Aは容器口筒部、Bは中栓、Cはキャップである。

容器は、ガラスまたは合成樹脂で成形され、中栓BとキャップCは、いずれも合成樹脂で成形され、容器と素材樹脂を異にしている。

容器口筒部Aは、係合突条1と保持突条2とを備えている。

【0010】

10

図1, 2に示すように、中栓Bは、容器口筒部Aに嵌着する嵌着筒3と、注出筒4を連設したキャップの取付筒となる螺着筒5とを具えている。

嵌着筒3は、外筒6と内筒7および肩壁8とからなり、螺着筒5は、内筒7から上方に延びるよう連設されている。

外筒6の下端部内周には、容器口筒部A外周に設けられた係合突条1に係合する係合突条9が突設されており、内筒7の外周面上方には、容器口筒部A内周との間に締め代を形成する膨出部10が設けられている。

【0011】

20

中栓嵌着時には、内筒7の膨出部10が容器口筒部A内周に嵌合され、外筒6の係合突条9が係合突条1の下側に係合して、中栓Bを容器口筒部Aに嵌着する。

そして、内筒7とともに外筒6内周が係合突条1外周に一定の締め代をもって容器口筒部Aに締着し、肩壁8が容器口筒部Aの上端面に密着することによって容器内部を密封するようしている。

【0012】

図2～4に示すように、外筒6の下端外周には、フランジ11が設けられており、外筒6の所定位置には、フランジ11の部分に薄肉の連結部12を残して肩壁8に達するスリット13が穿設されている。

肩壁8の下面には、図2(a), 3に示すように、薄肉を残したほぼV字形の切断溝14が、スリット13に対応する位置から外筒6内周に沿って、少なくとも180度を越える角度範囲に穿設されている。

30

【0013】

フランジ11の切断溝14側には、連結部12に近接して摘み15が設けられている。

摘み15は、連結部12より一定の間隔をおいた位置に切込み16が入れられ、該切込み16に連続して連結部12方向に外筒6外周に沿って、連結部12との間に一定の肉厚を残して切込み17が入れられ、フランジ11の外周部より引き出し可能として形成されている。

【0014】

螺着筒5の外周には、ねじ18が螺設されており、上端には、内方に延びる注出筒4の支持壁19が連設されている。

支持壁19の下方には、嵌着筒3の内筒7および螺着筒5の内周と注出筒4外周とを連結する複数の補強リブ20が配設され、注出筒4を安定的に支持するようしている。

40

【0015】

注出筒4は、その上端周縁には、外方に拡開され湾曲する注出口唇部21が形成され、下端には、隔壁22が連設されている。

隔壁22の裏面には、図2, 3に示すように、所定の形状に沿って、薄肉を残してV字状の切断溝23が設けられ、その内側の隔壁22は除去部24となっており、除去部24の上面には、連結片25を介して指掛けリング26が設けられている。

【0016】

図5に示すように、キャップCは、頂壁30と側筒壁31、側筒壁31の下方に設けられた筒状カバー32とを具えている。

50

頂壁 3 0 の下面には、密封リング 3 3 が垂設されており、側筒壁 3 1 の内周には、中栓 B の螺着筒 5 のねじ 1 8 に螺合するネジ 3 4 が螺設され、側筒壁 3 1 の下端には、フランジ 3 5 が設けられている。

筒状カバー 3 2 の上端には、内方に突出する薄肉の環状板 3 6 が設けられており、フランジ 3 5 の周縁と、複数の薄肉の連結片 3 7 によって連結されている。

【0017】

次に本実施形態注出容器の使用態様と作用効果について説明する。

内容液の詰め込みにあたって、内容液を容器に充填し、次いでキャップ C を被嵌した中栓 B を容器口筒部 A に打栓する。

打栓前に、キャップ C は中栓 B に螺合締着されるが、中栓 B の外筒 6 外周と筒状カバー 3 2 内周との間に隙があり、キャップ C は連結片 3 7 を傷めることなく容易に螺合される。

【0018】

そして、筒状カバー 3 2 は、環状板 3 6 、連結片 3 7 により肩壁 8 上に保持され、中栓 B の外筒 6 外周に遊嵌される。

また、密封リング 3 3 の外周は、注出筒 4 の内周に嵌合して注出筒 4 を密封する。

【0019】

打栓時には、容器口筒部 A の係合突条 1 によって、中栓 B の外筒 6 は拡径されて、外筒 6 外周下方部が筒状カバー 3 2 内周に圧接し、筒状カバー 3 2 と打栓された中栓 B 外筒 6 との間に嵌合締着状態が維持される。

【0020】

注出容器の使用にあたって、キャップ C を廻動すると、キャップ C の側筒壁 3 1 は上昇するが、筒状カバー 3 2 は、拡径された外筒によって上昇が妨げられる。

【0021】

そのために、薄肉の連結片 3 7 が切断され、側筒壁 3 1 と筒状カバー 3 2 は分離し、側筒壁 3 1 は、廻動によって自由に上下動されキャップを開閉することができる。

筒状カバー 3 2 は、中栓 B 外筒 6 に嵌着され、同時に、上端の環状板 3 6 が肩壁 8 に支持され、下端は、フランジ 1 1 上に位置し、中栓 B 外筒 6 を被うことになる。

【0022】

容器の使用時には、キャップ C は開閉されるが、中栓 B の外筒 6 は、筒状カバー 3 2 によって被われて、フランジ 1 1 は、筒状カバー 3 2 と口部 1 の保持突条 2 との間に挟持されるようになり、外部から摘み 1 5 を引き出すことができないので、誤って外筒 6 を開くことはない。

また、何らかの道具を使って摘み 1 5 を引き出し、摘み 1 5 を引っ張っても外筒 6 は筒状カバー 3 2 に押さえられるので、外方に引っ張られることなく、薄肉の連結部 1 2 は引き裂かれることはない。

【0023】

使用後の容器の廃棄にあたって、容器を保持し、筒状カバー 3 2 を中栓 B から引き上げると、筒状カバー 3 2 が取り外されて外筒 6 を露出させることができる。

【0024】

次いで、外筒 6 の摘み 1 5 をもって斜め上方に引っ張り上げると連結部 1 2 を切り裂き、さらに、周方向に引っ張っていくと、切断溝 1 4 を切り裂くことができ、中栓 B は、内筒 7 が容器口筒部 A 内周に嵌合されているだけであるので、中栓 B を容器口筒部 A から簡単に取り外すことができる。

【0025】

摘み 1 5 を斜め上方に引っ張り上げたときには、外筒 6 下端がめくり上げられるので、摘み 1 5 近辺における外筒 6 の係合突条 9 を容器口筒部 A の係合突条 1 から引き離し、それにつづく外筒 6 の係合突条 9 の引き離しを軽くし、切断溝 1 4 の切り裂きを容易にする。

かくして中栓 B を容器口筒部 A より簡単に取り外して、容器と中栓 B 、キャップ C を別

10

20

30

40

50

個に廃棄することができる。

【0026】

店頭販売時に、キャップCを取り外しても筒状カバー32はそのまま残るので、前述のように、摘み15を引き出すことは困難であり、たとえ引き出すことができても薄肉の連結部12を切り裂くことができないので、不正行為は、完全に防止することができる。

また、キャップCを不正に開蓋したときには、キャップCと筒状カバー32との連結片37が切断されるので、不正な開蓋を容易に判別することができる。

【0027】

前記実施形態では、中栓の外筒にフランジを設け、摘みを形成するようにしたが、フランジを設けないで、外筒の下端に摘みを形成してもよい。10

その場合には、筒状カバーの下端に内方に膨出する膨出環を設け、外筒下端を被い支持するようにしてもよい。

【0028】

次に、第2実施形態について図面を参照して説明する。

第2実施形態は、前記第1実施形態において、中栓の構成を変更し、それに応じてキャップの構成を変更したものである。

以下前記第1実施形態と同一の構成部分については、図面に添字aを付けて示し、変更点を中心に主要な点について説明する。

【0029】

図6において、Aaは容器口筒部、Baは中栓、Caはキャップである。20

いずれも合成樹脂で成形され、中栓BaとキャップCaは、容器と素材樹脂を異にしている。

容器口筒部Aaは、係合突条1aと保持突条2aとを備えている。

【0030】

図6,7に示すように、中栓Baは、容器口筒部Aaに嵌着する嵌着筒3aと、注出筒4aを連設した螺着筒5aとを具えている。

嵌着筒3aは、外筒6aと内筒7aおよび肩壁8aとからなり、螺着筒5aは、内筒7aから上方に延びるよう連設されている。

外筒6aの下端部内周には、容器口筒部Aa外周に設けられた係合突条1aに係合する係合突条9aが突設されており、内筒7aの外周面上方には、締め代を形成する膨出部10aが設けられている。30

【0031】

外筒6aには、図7,8に示すように、周方向に一定の間隔を置いて下端部から肩壁8aの下面に達するスリット40が穿設されており、下端部近くの外周には係合溝41が削設されている。

【0032】

前記スリット40に代え、図9に示すような薄肉42を残した切断溝43としてもよい。40

また、スリット40の下端部に薄肉の切断可能な連結部を形成するようにしてもよい。

【0033】

螺着筒5a、注出筒4a、注出筒4a下端の隔壁22a等に係る構成は、前記第1実施形態のそれと同一であるので、添字aをつけて図示するが説明を省略する。

【0034】

図10に示すように、キャップCaは、頂壁30aと側筒壁31a、側筒壁31aの下方に設けられた筒状カバー32aとを備えており、側筒壁31aの下端には、フランジ35aが設けられている。

筒状カバー32aの上端には、内方に突出する薄肉の環状板36aが設けられており、フランジ35aの周縁と、複数の薄肉の連結片37aによって連結されている。

筒状カバー32aの下端には、キャップ嵌着時に外筒6aの係合溝41に嵌合する膨出部44が設けられている。50

【0035】

次に本実施形態の液注出容器の使用態様と作用効果について説明する。

内容液の詰め込みにあたっては、内容液を容器に充填し、次いでキャップC aを被嵌した中栓B aを容器口筒部A Iに打栓する。

打栓前に、キャップC aは中栓B aに螺合締着されるが、前記第1実施形態と同様に、中栓B aの外筒6 a外周と筒状カバー3 2 a内周との間に隙があり、下端の膨出部4 4は外筒6 a外周と遊合している程度であるので、キャップC aは連結片3 7 aを傷めることなく容易に螺合され、筒状カバー3 2 a内周は、中栓B a外筒6 a外周に遊嵌される。

【0036】

そして、筒状カバー3 2 aの下端近くの膨出部4 4は、係合溝4 1に対応して位置する

10

。

また、頂壁3 0 aに垂設された密封リング3 3 aの外周は、注出筒4 aの内周に嵌合して注出筒4 aを密封する。

【0037】

打栓時には、容器口筒部A aの係合突条1 aによって、中栓B aの外筒6 aは拡径されて、外筒6 a外周が傾斜して、外周6 a下方部が筒状カバー3 2 a内周に圧接し、筒状カバー3 2 aの膨出部4 4が外筒6 aの係合溝4 1に係合されることによって、筒状カバー3 2 aと打栓された中栓B a外筒6 aとの間に嵌合状態が維持される。

【0038】

注出容器の使用開始にあたって、キャップC aを廻動すると、キャップC aの側筒壁3 1 aは上昇するが、筒状カバー3 2 aは、その下端の膨出部4 4が中栓B a外筒6 aの係合溝4 1に係合しているので、上昇が妨げられる。

20

そのために、薄肉の連結片3 7 aが切断され、側筒壁3 1 aと筒状カバー3 2 aは分離し、側筒壁3 1 aは、廻動によって自由に上下動させ、キャップC aを開閉することができる。

筒状カバー3 2 aは、中栓B aに嵌着され、同時に、上端の環状板3 6 aが肩壁8 aに接合し、膨出部4 4が中栓B a外筒6 aの係合溝4 1に係合することによって、上下動が阻止されて位置決めされ、中栓B a外筒6 aを被うことになる。

【0039】

使用後の容器の廃棄にあたって、容器を保持し、外筒6 aから筒状カバー3 2 aを引き上げると、外筒6 aに対する締着が解かれることによって、スリット4 0によって分割された外筒6 aのそれぞれの下方部が広がり、容器口筒部A aと外筒6 aとの締着が解かれる。

30

かくして中栓B aを容器口筒部A aから簡単に取り外すことができ、容器と中栓B a、キャップC aを別個に廃棄することができる。

【0040】

また、外筒6 aに薄肉4 2を残した切断溝4 3を設けた場合、或いはスリット4 0の一部に連結部を形成している場合には、打栓時、または筒状カバー3 2 aの引き上げ時に切断溝4 3または連結片部が切断され、上記と同様の作用効果がもたらされる。

【0041】

また、店頭販売時に、不正行為を防止し、キャップC aを不正に開蓋したときには容易に判別できることは第1実施形態と同一である。

40

【0042】

上記第2実施形態で外筒に係合溝を設け、キャップの筒状カバーの下方部に前記係合溝に係合する膨出部を設けているが、係合溝を設けないで筒状カバーの下端部に膨出部を設け、外筒下端に係合するようにしてもよい。

【0043】

前記各実施形態においては、中栓に螺着筒を設け、キャップの側筒壁内周に螺着筒に螺合するネジを設け、キャップを螺合するようにしたが、螺着筒を下端部に膨出突条を形成した円筒状の取着筒とし、キャップの側筒壁下端を前記膨出突条に一定の締め代をもって

50

嵌合するようにした被せ蓋としてもよい（それらは周知の技術であるので図示しない）。

【0044】

その場合、打栓時には、筒状カバーが中栓外筒に嵌着され、使用開始時に被せ蓋を廻動させると連結片が切断されて、筒状カバーは中栓の外筒に嵌着されたまま残って、外筒を保護することになり、使用中には被せ蓋によって中栓注出筒を開閉することができる。

【0045】

【発明の効果】

本発明は、上記のように構成されているから、次の効果を奏する。

中栓に被嵌される側筒壁と中栓嵌着筒の外筒に嵌合される筒状カバーとを備えたキャップによって、中栓嵌着筒の外筒を被っているので、容器の使用中に中栓の外筒の摘みに触れることはなく、誤って外筒のスリットを切り裂き中栓の嵌着を弛めることはない。10

廃棄時には筒状カバーを簡単に取り外すことができる。

【0046】

中栓の外筒に肩壁下面から下端に達するスリットが設けられているので、摘みをもって斜め上方に引っ張ったときに、摘みの外筒内周の係合突条が口筒部外周の係合突条から離脱し、外筒の切り裂きが容易にできるようになった。

また、肩壁上面にはスリットや切込みが設けられていないので、デザイン上の効果がよくなつた。

【0047】

また、複数のスリットを設け、外筒を分割するようにしたときには、筒状カバーを取り外すだけで分割された外筒の下方部が広がり、外筒は容器口筒部から自然に離脱するので、中栓を簡単に取り外すことができる。20

【0048】

店頭販売時に、キャップを取り外しても、摘みを引き出すことは困難であり、たとえ引き出すことができても薄肉の連結部を切り裂くことができないので、不正行為を完全に防止することができる。

また、キャップを不正に開蓋したときには、連結片が切断されるので、不正な開蓋を容易に判別することができる。

【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明液注出容器の第1実施形態の一部断面正面図である。30

【図2】 中栓の説明図で、(a)は断面正面図、(b)は平面図である。

【図3】 中栓の底面図である。

【図4】 中栓の側面図である。

【図5】 キャップの説明図で、(a)は一部断面正面図、(b)は底面図である。

【図6】 第2実施形態の液注出容器の一部断面正面図である。

【図7】 中栓の説明図で、(a)は正面図、(b)は断面正面図である。

【図8】 中栓の底面図である。

【図9】 別実施例の中栓外筒の要部説明図で、(a)は断面図、(b)は(a)の矢印の方向から見た切断溝部分の拡大底面図である。

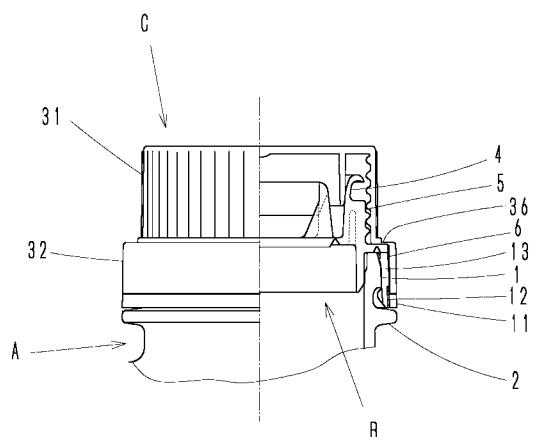
【図10】 キャップの説明図で、(a)は一部断面正面図、(b)は底面図である。40

【符号の説明】

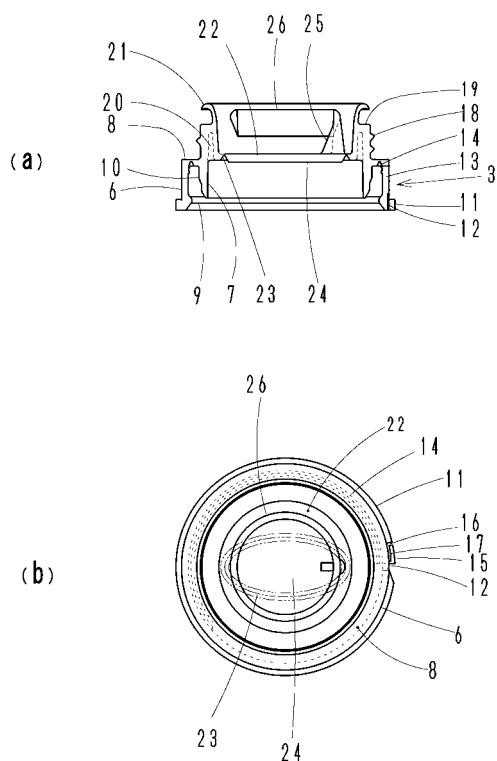
A , A a	容器口筒部
B , B a	中栓
C , C a	キャップ
1 , 1 a	係合突条
3 , 3 a	嵌着筒
6 , 6 a	外筒
7 , 7 a	内筒
8 , 8 a	肩壁
9 , 9 a	係合突条

1 0 , 1 0 a	膨出部	
1 3	スリット	
1 4	切断溝	
1 5	摘み	
3 0 , 3 0 a	頂壁	
3 1 , 3 1 a	側筒壁	
3 2 , 3 2 a	筒状カバー	
3 5 , 3 5 a	フランジ	
3 6 , 3 6 a	環状板	
3 7 , 3 7 a	連結片	10
4 0	スリット	
4 1	係合溝	
4 3	切断溝	
4 4	膨出部	

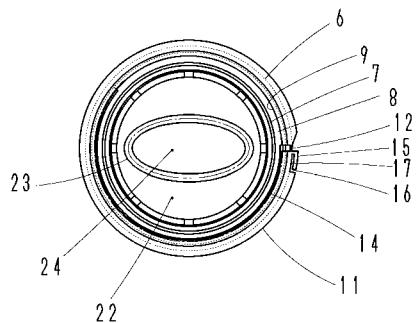
【図1】



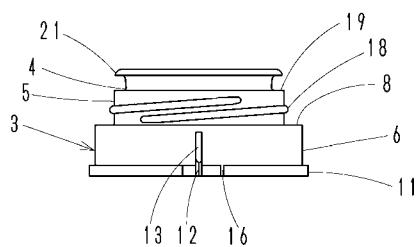
【図2】



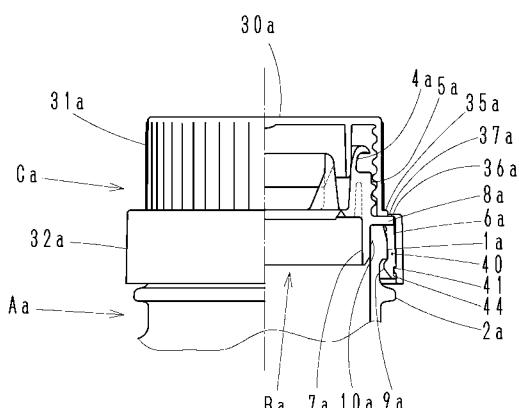
【 図 3 】



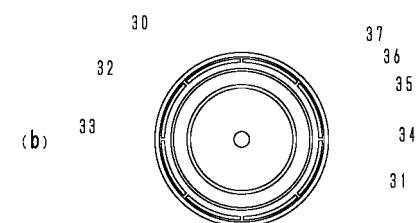
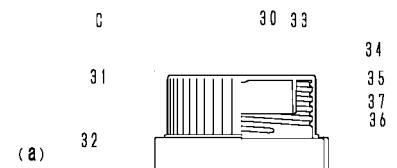
【 四 4 】



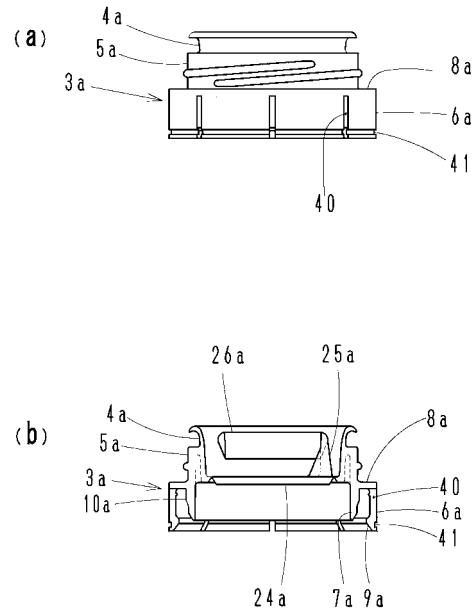
【 図 6 】



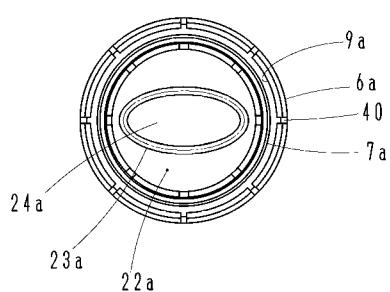
【図5】



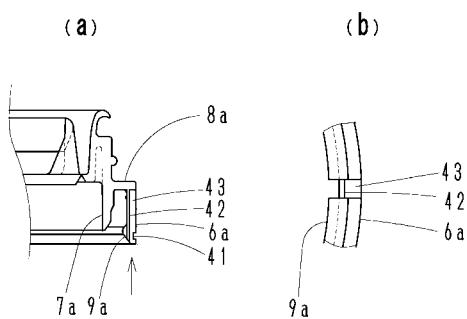
【図7】



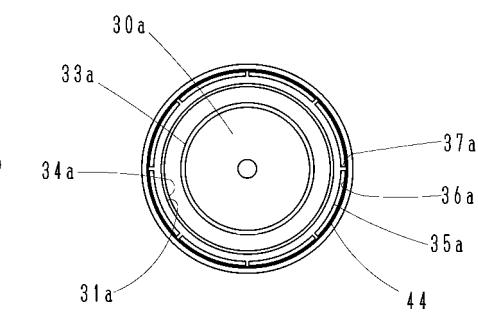
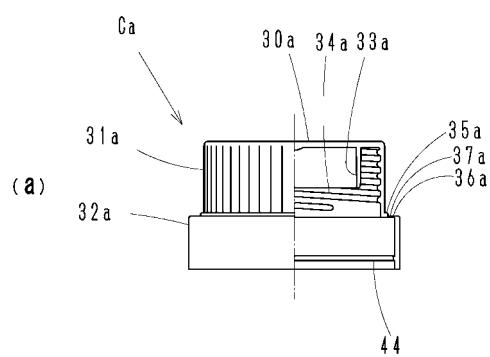
【図8】



【図9】



【図10】



フロントページの続き

(56)参考文献 特開平11-189253(JP,A)
実開平07-011559(JP,U)
実開昭55-090557(JP,U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

B65D 41/32